2024 年 4 月 5 日

各位

株式会社 bitFlyer

エルフトークン（ELF Token）に関する適時開示情報のお知らせ

株式会社 bitFlyer （本社：東京都港区、代表取締役：加納 裕三）は、bitFlyer IEO にて販売を行ったエルフトークン（ELF Token）について、日本暗号資産取引業協会の自主規制規則である「新規暗号資産の販売に関する規則」及びこれに関するガイドラインに基づき、エルフトークン（ELF Token）の発行者である株式会社 HashPalette （以下「HashPalette」）が発表した情報を以下の通りお知らせいたします。

■ HashPalette による発表

1. buyback & burn について

エルフトークン（ELF Token）を利用可能な「THE LAND エルフの森」の White Paper にて予告しておりましたとおり、同トークンの buyback & burn を開始いたします。buyback & burn の詳細は以下のとおりです。

(1) 買戻し及び焼却原資

前月のゲーム内広告売上全額とアイテム等の売上の最大 10%を原資として、買戻し及び焼却を実施いたします。

(2) 買戻し及び焼却スケジュール

・2024 年 4 月以降、準備が出来次第開始いたします。

・買戻しは、前月分の上記売上原資に基づき、翌月に実施いたします。

※ 前月実績に基づき、毎月実施いたします。

※ 2 月売上分は、3 月分と合計して 4 月に実施いたします。

・焼却は、買戻し実施の翌月中に実施いたします。

(3) 買戻し・焼却実施の方法

（買戻し）

・bitFlyer 取引所における市場買付けを行います。

※市場動向等により一部又は全部の取得が行われない場合があります。

・原資の金額確定後、月末にかけてプログラムによる自動買付けを行います。

（焼却）

・全量焼却用アドレスに送付することで焼却します。

(4) 買戻し及び焼却の結果公表

買戻し実施の翌月末までに、HashPalette ウェブサイトで公表いたします。

2. MEXC における取扱い開始決定について

MEXC において、エルフトークン（ ELF Token ）の取扱い開始が決定いたしました。詳細は以下のとおりです。

なお、MEXC におけるエルフトークン（ ELF Token ）のティッカーシンボル及び使用チェーンは bitFlyer と異なりますので、ご注意ください（詳細は(2)に記載のとおりです）。

(1) 取引所名：MEXC

運営者：MEXC Global

所在地：シンガポール

取扱開始予定日：2024 年 4 月 10 日

(2) MEXC でのトークンの取扱

MEXC におけるエルフトークン（ ELF Token ）のティッカーシンボルは "ELFT" となります。"ELF" ではありませんのでご注意ください。

また、MEXC の対応ブロックチェーンは Ethereum となります。bitFlyer 及び Palette Chain との間で送付することはできず、ブリッジが必要となりますのでご注意ください。

(3) マーケットメイカーの導入

HashPalette は Amber Global Limited 社の子会社である Lead Accelerating Limited 社と契約を締結し、MEXC 上での流動性提供を委託します。これにより、お客様に円滑で安定した取引を行っていただくことが可能となります。

マーケットメイクの内容は以下のとおりです。

・ミッド価格から 1 %以内に 2,500 USD, 2 %以内に 5,000 USD の流動性を提供します。

・トークン取引が可能な時間の内、95%以上の時間でスプレッドを 0.5%以下にします。

※マーケットメイカーとは

買値、売値の提示を通じて流動性を提供することで、暗号資産の円滑な取引環境を構築します。また、流動性の提供によって、取引による急激な価格変動を抑制し、安定した取引の実現に寄与します。

以 上

HashPalette による開示内容は下記をご覧ください。

https://document.hashpalette.com/notification_2024-4.pdf

■ 注意事項

本資料の記載内容及びエルフトークン（ELF Token）に関しては HashPalette へお問い合わせいただきますようお願いいたします。

■ 株式会社 bitFlyer について

bitFlyer は、「ブロックチェーンで世界を簡単に。」をミッションに掲げ 2014 年に設立され、兄弟会社である bitFlyer USA, Inc. 及び bitFlyer EUROPE S.A. と共にグローバルに暗号資産取引事業を展開し、お客様にご愛顧いただき、顧客満足度 No.1* を達成しました。

暗号資産交換業者および第一種金融商品取引業者として、サービスの拡大・改善を続け、一人でも多くのお客様にご満足いただける流動性の高い暗号資産取引所を目指しています。

・公式 HP：https://bitflyer.com

* 調査概要：2022 年 11 月 暗号資産取引所サービスについての市場調査
調査機関：日本マーケティングリサーチ機構
調査時期：2022 年 11 月 11 日 ～ 2022 年 11 月 25 日

【注意事項（よくお読みください）】

・暗号資産は法定通貨ではありません。
・暗号資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済に使用することができます。
・暗号資産の売買や他の暗号資産との交換は、暗号資産の価格変動により損失を被ることのある取引です。暗号資産の価格は、需給バランスの変化や、物価・法定通貨・他の市場の動向、暗号資産に係る状況の変化等の影響により下落する可能性があります。
・暗号資産関連店頭デリバティブ取引の取引価格は、当社における暗号資産関連店頭デリバティブ取引の需給バランスの変動から影響を受けて上下するほか、暗号資産関連店頭デリバティブ取引が参照する暗号資産の価格の変動から間接的な影響を受けることによっても上下するため、損失を被ることがあります。
・暗号資産関連店頭デリバティブ取引は、取引価格と建玉数量の積である取引金額を預入証拠金等の額よりも大きくできる取引です。そのため、暗号資産関連店頭デリバティブ取引の需給バランスの変動や参照する暗号資産の価格の変動によりお客様に不利な方向へ取引金額が預入証拠金等の額よりも大きく変動し、お客様の被る損失の額が預入証拠金の額を上回ることがあります。
・暗号資産関連店頭デリバティブ取引を行うにあたっての預入証拠金等の額は取引金額の 50% 以上であり、取引金額は預入証拠金等の額の 2 倍以下となります（いずれも個人のお客様の場合）。預入証拠金等についての詳細は「bitFlyer Crypto CFD とは?」をご覧ください。
・販売所における暗号資産の売買や他の暗号資産との交換の際には、購入価格と売却価格の差であるスプレッドをお客様にご負担いただいております。暗号資産の売買及び他の暗号資産との交換並びに暗号資産関連店頭デリバティブ取引のご利用に際してお支払いただく手数料、その他費用、計算方法等は「手数料一覧・税」に定める通りです。
・暗号資産関連店頭デリバティブ取引は、当社がお客様の相手方となって行われる相対取引です。
・契約締結前交付書面等の内容を十分ご確認いただいた上で、ご自身の判断と責任により取引を行ってください。

株式会社 bitFlyer
暗号資産交換業者 関東財務局長 第 00003 号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 3294 号
所属する認定資金決済事業者協会かつ金融商品取引業協会　一般社団法人日本暗号資産取引業協会

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 bitFlyer 広報

〒107-6233 東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー

サービスサイト：https://bitflyer.com お問い合わせ先：https://bitflyer.com/ja-jp/contact